

各務原市内介護保険事業者

〃 有料老人ホーム事業者 各位

各務原市 健康福祉部長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（第2弾）の開始について

平素より、各務原市介護保険行政へのご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、エネルギー負担が増加している各務原市内の事業所に対し、エネルギー価格高騰の影響緩和を目的として「各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業」を令和4年12月頃に実施いたしました。

この度、令和5年4月17日（月）より、同事業の第2弾を実施することといたしましたので周知いたします。希望される事業所様につきましては、必ず別添チラシ及び市ウェブサイトをご参照いただき、お早めにご申請くださいますようお願い申し上げます。

【各務原市 中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業（第2弾）について（概要）】

対象：市内に事業所等がある事業者（大企業を除く）

助成額：令和4年11月～令和5年1月迄のいずれかの

1か月において、

(1) ガソリン (2) 軽油 (3) 電気

(4) ガス (5) 灯油 (6) 重油

に係る経費の合計が7万円以上である事業所に

対して、高騰したエネルギー経費の一部を右表の

通り定額で助成します。(※)

1ヵ月あたりの エネルギー使用料	第2弾支援金額
7万円～10万円未満	1万7000円
10万円～15万円未満	3万円
15万円～20万円未満	4万3000円
20万円～25万円未満	5万6000円
25万円～30万円未満	6万9000円
30万円～35万円未満	8万2000円
35万円以上	9万5000円

(※) 本支援金第1弾の交付を受けていない方で、岐阜県によるエネルギー価格高騰に関する支援金の交付を受けている場合、その交付額を差し引いた金額が今回の支援額となります。

申請期間：令和5年4月17日（月）～6月30日（金）まで

申請方法：支援金の申請は、郵送またはウェブ上の申請フォームのみで受け付けます。

※窓口での申請は受け付けません。

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/shokogyo/1017568.html>

申請担当：産業文化センター6F・商工振興課内

中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金事務局 TEL 058-201-2378

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電話	058-383-2067（直通）
Email	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp